

名桜大学全学入学者選抜委員会規程

(平成19年3月28日制定)

(趣旨)

第1条 名桜大学における円滑な入学者選抜及び学生募集活動等を実施するため、全学入学者選抜委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 委員会の業務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 入学者確保に係る年度及び将来計画に関すること。
- (2) 年度における入学者選抜及び学生募集活動等方針並びにその実施等の統括に関すること。
- (3) 入学試験の実施及び学生募集活動に係る地域及び学校等との連携協力に関すること。
- (4) その他委員会が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 国際学群長
- (4) 人間健康学部長
- (5) 教務部長
- (6) 学群・学部の入学者選抜委員会副委員長
- (7) 事務局長
- (8) 広報室長
- (9) その他学長が必要と認める教職員 若干人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長と副委員長を置く。

- 2 委員長には学長をもって充て、副委員長には副学長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、審議することができない。

- 2 委員会の議事は、委員会の議を経て、学長が決定する。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の開催に関する庶務は、教務部入試課が行う。

(改廃等)

第9条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

2 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月28日)

この規程は、平成20年5月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年5月13日)

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月31日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年8月12日)

この規程は、平成25年8月12日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月25日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。